## 審査基準

令和7年5月30日作成

法 令 名:風営適正化法

根 拠 条 項 : 第10条の2第1項

処 分 の 概 要 : 特例風俗営業者の認定

原権者(委任先):静岡県公安委員会

法 令 の 定 め :

法第10条の2第2項(認定申請の手続)

添付書類府令第5条(特例風俗営業者の認定申請書の添付書類)

規則第 24 条 (特例風俗営業者の認定の基準) 及び第 25 条 (特例風俗営業者の認定申請の手続)

## 審査基準:

法第10条の2第1項第2号

「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、 処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に 係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等 が当たる。

標準処理期間 : 別紙のとおり

申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)

問 合 せ 先 : 同 上

法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の

備 考: 適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和7年5月30

日 警察庁生活安全局)第16を参照すること。

## 別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日